災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画（案）

令和〇年〇月〇日

閣　議　決　定

この計画は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和３年法律第 79 号）第６条第３項に基づき、国会に報告するものである。

目次

第１章　総則 1
　１．船舶を活用した医療提供に関する検討及び法施行に至る経緯 1
　２．本計画の性格 2
第２章　災害時における船舶を活用した医療提供の目指すべき在り方 3
　１．船舶を活用した医療提供の必要性 3
　２．船舶を活用した医療提供の役割 3
　３．災害対策における船舶活用医療の位置付け 5
第３章　災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置 5
　１．船舶の確保 6
　２．医療従事者・船舶職員等の確保 7
　３．医薬品・医療資器材等の確保 8
　４．運用体制の構築等 9
　５．多目的利用 10
　６．他の船舶との連携 10
第４章　災害時以外における船舶活用医療 11
　１．船舶の活用による感染症対応 11
　２．平時における離島等における巡回診療及び国際緊急援助活動等 11
第５章　本計画の見直し 12

第１章　総則

１．船舶を活用した医療提供に関する検討及び法施行に至る経緯

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和３年法律第 79 号。以下「法」という。）第１条においては、「海に囲まれた我が国においては災害が発生した時又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある時（以下「災害時等」という。）における医療を確保する上で船舶を活用した医療の提供が効果的である」との認識の下、法が「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を総合的かつ集中的に推進することを目的とする」ものである旨を規定している。

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の必要性については、平成７年に発生した阪神・淡路大震災を契機にその議論が高まった。その後、平成 23 年に発生した東日本大震災における経験を踏まえ、平成 23 年度及び 24 年度に災害時における船舶の活用について政府において検討が行われ、報告書が取りまとめられるとともに、平成 25 年度から令和２年度にかけて、既存船舶を活用した大規模災害時の船舶活用に係る実証訓練が実施された。さらに、令和２年度には、厚生労働省・国土交通省・防衛省で調査・検討を行うとともに、その結果を踏まえ、内閣府の「病院船の活用に関する検討会」が追加的な調査・検討及び総括を行い、令和３年３月に報告書（以下「令和３年報告書」という。）を公表した。くわえて、これら４府省の連名により、「病院船の活用に関する調査・検討を踏まえた政府の考え方」（以下「令和３年の政府の考え方」という。）を公表した。

このような政府における船舶を活用した医療の提供に関する検討と並行して、平成 23 年には「病院船建造推進超党派議員連盟」が発足し、「病院船・災害時多目的支援船建造推進議員連盟」に名称変更後、政府に対し、病院船・災害時多目的支援船の建造の要請を行っている。また、平成 26 年には自由民主党及び公明党による「海洋国日本の災害医療の未来を考える議員連盟」が発足し、後に「超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟」に名称変更の上で、発展・拡大し、議員立法の提出に向けた検討が進められた。そして、第 204 回国会において、法律案が衆議院・参議院共に全会一致で可決され、令和３年６月 18 日に公布された。法の公布を受け、政府としても、令和

３年 10 月に災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する関係府省連絡会議（以下「関係府省連絡会議」という。）を開催するとともに、令和４年７月から、内閣官房を中心として、法の施行に向けた準備を進め、令和６年６月１日に法の施行を迎えたところである。

同日、法の施行に伴い、法第７条に基づき、内閣に、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）及び厚生労働大臣を副本部長とし、他の全ての国務大臣を本部員とする船舶活用医療推進本部（以下「本部」という。）が設置された。本部は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うことを目的に、本施策に関する総合調整等を担うこととされている。

２．本計画の性格

本計画は、法第６条の規定に基づき、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を総合的かつ集中的に推進するため、「政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について必要な計画」として定めるものである。

法は、第２条において、基本理念として、「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進は、災害が発生し、又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある地域」において「必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供することにより、当該地域にある医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害又は感染症から保護することに資することを旨として、行われなければならない。」と規定するとともに、第３条において、「国は、前条の基本理念にのっとり、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定している。また、法第４条において、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備は、同条各号に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとしている。

なお、法第８条第１項第２号において、本計画については、本部が、その案の作成及び実施の推進に関する事務をつかさどることとされている。

本計画は、法第２条に規定する基本理念にのっとり、法第４条に規定する基本方針に基づき策定した、船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し基本となる計画であり、今後、法第３条に規定する国の責務に基づき、国

が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するに当たっては、本計画に定められた内容を前提とし、関係府省庁が連携し、政府一体となって本計画の実施に取り組むものとする。

なお、本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 34 条第１項の規定に基づき中央防災会議が定める防災基本計画及び同法第 36 条第１項及び第 39 条第１項の規定に基づき指定行政機関(同法第２条第３号に定める指定行政機関をいう。）又は指定公共機関（同法第２条第５号に定める指定公共機関をいう。）が定める防災業務計画その他の防災に関する計画等との調和が保たれたものとする。また、本計画以外の国の計画は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備に関しては、本計画を基本とするものとする。

第２章　災害時における船舶を活用した医療提供の目指すべき在り方

１．船舶を活用した医療提供の必要性

南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、被災地の医療現場では、医療資源の不足等により対応困難な傷病者が多数発生し、陸上の医療機能がひっ迫するものと予測されている。

このような場合に、自ら宿泊設備、食料の保管設備、発電等のライフライン供給設備等を持って自己完結的に海上で活動でき、かつ、多くの人・物の運搬が可能であるという船舶の特性をいかし、船舶を活用した医療提供により、陸上の医療機能を補完することが必要になるものと見込まれる。

２．船舶を活用した医療提供の役割

（災害時に医療を提供する船舶の用途）

災害時における船舶を活用した医療提供の役割は、大規模災害の発生時に医療資源の不足等によりひっ迫が予想される陸上の医療機能の補完である。この役割に鑑みると、災害時において医療を提供する船舶の具体的な用途としては、例えば、以下の「脱出船」や「救護船」が考えられる。

○脱出船

船舶において、必要な医療を提供しながら、被災地の傷病者を被災地外の医療機関に搬送する用途をいう。

大規模災害時においては、被災地の医療機能のひっ迫が予測されるところ、傷病者を被災地外の医療機関に搬送することで、当該ひっ迫を緩和することが可能となる。また、被災により、医療機関が物理的な被害を受けると、当該医療機関の機能が喪失・減退し、十分な医療を提供することができなくなることが想定されるところ、傷病者を被災地外の医療機関に搬送することで、傷病者に十分な医療を提供することが可能となる。自動車や航空機等と比べ、広い空間を有しており、多くの傷病者の搬送が可能であるという点において、船舶の優位性が認められる。

対象となる傷病者については、被災を原因とする傷病者のみならず、例えば、災害発生以前からの入院患者等、被災を原因としない傷病者も含まれる。

○救護船

被災地付近の港に接岸させた船舶において、一定期間、被災地の傷病者に対して救護活動を行う用途をいう。

大規模災害時においては、医療機関が物理的な被害を受け、当該医療機関の機能が喪失・減退するとともに、被災により多数の傷病者が発生し、既存の医療機関のみでは対応が困難になるため、被災地の各所には、臨時的に救護所が設置される。自ら発電等のライフライン供給設備等を持ち、自己完結性を有するという船舶の優位性をいかし、これら救護所と同様に、船内で救護活動を行うことが見込まれる。

対象となる傷病者については、被災を原因とする傷病者のみならず、例えば、災害発生以前からの通院患者等、被災を原因としない傷病者も含まれる。

これら脱出船・救護船のほか、災害時において医療を提供する船舶の具体的な用途については、被災地のニーズに合わせ、柔軟に対応することが重要である。

（活動時期及び対象となる傷病者）

災害が発生してから医療提供を行う船舶が被災地周辺の海域に移動するまでに、一定の時間を要することが想定される。また、船舶を接岸させて医療

提供を行うためには、航路が啓開されており、港の係留施設が使用可能な状態となっていることが前提であるところ、これに係る確認及び啓開作業にも時間を要することとなる。船舶や被災地の状況等によっては、このように、船舶を活用した医療提供の開始が可能な時期に一定の制約が掛かることとなり、この場合、重症者等の早急な医療提供が求められる傷病者への対応は困難となることが考えられる。また、陸上の医療機関ではなく、海上及び船内という特殊な環境の中で医療を提供することに伴う物理的な制約から、船舶で提供が可能な医療の内容は限られ、この点からも、対象となる傷病者は限定されることが考えられる。

他方、災害発生後できるだけ早期に、かつ、多様な傷病者に対し、船舶を活用した医療提供を行うことが望ましく、このような運用が可能となるよう、体制の整備を行うことが重要である。また、船舶以外に、陸上の救護所や、空路・陸路等の搬送手段等、様々な医療提供のアプローチが存在するところ、それぞれの特性をいかしながら、十分に連携を行い、一体となって、一人でも多くの傷病者に対し、必要な医療を提供することが重要である。

３．災害対策における船舶活用医療の位置付け

船舶を活用した医療提供は、大規模災害の発生時において、陸上の医療機能を補完し、被災地の傷病者に医療を提供するための仕組みであり、災害応急対策等の一環である。このため、政府は、今後、防災基本計画や医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の３第１項に規定する基本方針を始めとする国が定める防災や医療に関する各種計画等において、船舶を活用した医療提供の位置付けについて必要な検討を加えるものとする。

また、船舶を活用した医療提供が円滑に運用されるためには、大規模災害の発生時における災害応急対策等の中心を担う都道府県等が定める地域防災計画や医療計画においても、船舶を活用した医療提供の位置付けについて必要な検討を加えることが有効である。このため、政府としては、都道府県等が、地域防災計画や医療計画における船舶を活用した医療提供の位置付けを検討するに当たって、必要な助言等を行うものとする。

第３章　災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置

１．船舶の確保

（法第４条第２号の船舶の保有・民間の既存船舶の活用）

法第４条に規定する基本方針のうち、同条第２号においては、災害時に必要とされる医療の的確かつ迅速な提供が可能となるよう、災害時における「医療の提供の用に主として供するための船舶」を、国、独立行政法人その他の者（以下「国等」という。）が保有する旨が規定されている。

当該船舶を保有するまでの当面の間においては、令和３年の政府の考え方に示されているように、民間の船舶事業者の協力に基づき、民間の既存船舶の活用により、同号の船舶の機能を暫定的に代替する形で、船舶を活用した医療提供体制の整備に取り組むこととする。

当該民間の既存船舶による災害時における医療提供の実績を重ねるとともに、過去の災害時における船舶の活用状況に関する検証や大規模災害を想定した訓練等を行うことで、「医療の提供の用に主として供するための船舶」の機能や当該船舶の保有の在り方等について検証を行い、当該船舶を保有するために必要な環境を整え、国等が当該船舶を保有することとする。

（民間の既存船舶等の活用に当たって必要な措置・対象となる船舶）

大規模災害の発生時には速やかに船舶を派遣し、的確かつ迅速な医療提供を可能とすることが求められる。このため、法第４条第２号の船舶の機能を代替するものとして民間の既存船舶を活用するに当たっては、所管庁（国の機関のうち、災害時における船舶を活用した医療提供に関する事業を所管する機関をいう。以下同じ。）が、あらかじめ、当該既存船舶を保有・運航する民間事業者との間で、当該既存船舶を同号の船舶の機能を代替する船舶として活用する際の条件等を定めた協定を締結する等の必要な措置を講ずることとする。

なお、防衛省がＰＦＩ契約で確保している船舶の活用に当たっては、所管庁が、防衛・警備の任務を阻害するリスクを回避することを前提に、防衛省と十分に協議・調整を行うものとする。

民間の既存船舶については、医療を提供するために求められる積載能力、安定性、速力、航行可能性、利用可能な係留施設数、各種機能（車両甲板の有無、給水能力、食事保管機能等）等を考慮し、選定・確保するものとする。例えば、医療を提供する場所として船内に一定以上の規模の空間を確保する

観点から、車両甲板を有するカーフェリー型の船舶は有効である。

２．医療従事者・船舶職員等の確保

（医療従事者の確保）

災害時の急激な医療ニーズの増加に対応するため、厚生労働省はＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）隊員を養成しており、その活動については、全都道府県が隊員の所属する医療機関との間で協定を締結している。災害発生の際は、厚生労働省、各都道府県、関係医療機関等の関係者間で広域的に調整を行い、派遣が行われる。くわえて、大規模災害時においては、ＤＭＡＴのみならず、日本赤十字社の救護班、ＪＭＡＴ（日本医師会災害医療チーム）、ＡＭＡＴ（全日本病院医療支援班）、災害支援ナース等の様々な保健医療活動チームが、災害発生後のフェーズに応じ、被災地で活動することが見込まれる。

民間協力船（民間事業者と締結した協定等に基づき法第４条第２号の船舶の機能を代替するものとして活用する既存船舶をいう。以下同じ。）を活用した医療提供体制の整備に際しても、これらの各種保健医療活動チームの組織の協力を得ることが必要不可欠である。

大規模災害時においては、都道府県災害対策本部の下に保健医療福祉調整本部が設置され、被災都道府県内外から参集したＤＭＡＴ、日本赤十字社の救護班、ＪＭＡＴ、ＡＭＡＴ、災害支援ナース等の保健医療活動チームの活動の総合調整を行うこととされている。民間協力船を活用した医療提供についても、陸上の医療機能との連携の観点から、被災都道府県の保健医療福祉調整本部が、民間協力船を活用した医療提供を行う上で必要となる医療従事者を確保することとする。なお、保健医療福祉調整本部にとって、民間協力船を活用した医療提供に関する調整業務は新たな業務となるため、当該医療提供を円滑に実施する観点から、当面の間は、政府が、ＤＭＡＴ、日本赤十字社の救護班、ＪＭＡＴ、ＡＭＡＴ、災害支援ナース等の各種保健医療活動チームの組織と連携しながら、民間協力船において医療提供を行う医療従事者の確保等について､保健医療福祉調整本部を全面的に支援することとする。

（船舶職員等の確保）

所管庁は、民間協力船を保有・運航する民間の船舶事業者との間で、当該

民間協力船を運航するために必要な船舶職員等の人員の確保について調整を行うこととする。

３．医薬品・医療資器材等の確保

民間協力船を活用した医療提供を実施するに当たっては、医薬品や医療資器材、傷病者を収容・搬送するために必要な資器材に加え、衛星電話を始めとする通信のための資器材など様々な資器材が必要になると想定される。これらの医薬品・医療資器材その他の資器材（以下「医薬品・医療資器材等」という。）については、被災地のニーズ等に応じて、実際に必要となるものが異なることが見込まれる。被災地のニーズに合わせた柔軟な対応が可能となるよう、平時から民間協力船に医薬品・医療資器材等を備え付けるのではなく、大規模災害が発生し、民間協力船を被災地に派遣する際に、必要な医薬品・医療資器材等を積載して運用することとする。

医薬品・医療資器材については、原則として、ＤＭＡＴ、日本赤十字社の救護班、ＪＭＡＴ、ＡＭＡＴ、災害支援ナース等の各保健医療活動チームが保有し、災害時に持参するものを活用するほか、日本赤十字社が保有するｄＥＲＵ（国内型緊急対応ユニット）の医薬品・医療資器材を活用することとする。

民間協力船に積載する医療資器材以外の資器材については、所管庁が財政的措置を講じて確保し、保管することとする。特に、通信のための資器材を確保するに当たっては、通信に関する船舶の特性を十分考慮し、船内・船外との良好な通信環境が確保され、船舶を活用した医療の円滑な提供に支障を来すことのないよう、十分に留意することが必要である。

なお、陸上の医療機関とは異なり、船内という特殊な空間で医療を提供することとなるため、傷病者及び医療従事者の安全が確保された形で医療を提供することが可能となるよう、民間協力船に積載する資器材として、陸上の医療機関や救護所では使用されていない資器材を新たに開発・確保することが必要となることも見込まれる。

また、災害が発生し、医薬品・医療資器材等を民間協力船に積載する場合、医薬品及び医療資器材については各保健医療活動チームが、医療資器材以外の資器材については所管庁が、搬入場所までそれぞれ運搬する。所管庁は、

円滑に運搬手段を確保できるよう、医療資器材以外の資器材の運搬を担うこととなる運送事業者と、あらかじめ協定等を締結しておくことが望ましい。

４．運用体制の構築等

（関係者間の連携・協力）

大規模災害の発生時において、民間協力船を活用した医療提供に関するスキームを円滑に運用するためには、緊急災害対策本部や緊急災害現地対策本部等の運営を担う政府、所管庁、都道府県災害対策本部及び保健医療福祉調整本部の運営を担う被災都道府県、民間協力船において医療を提供するＤＭＡＴ、日本赤十字社の救護班、ＪＭＡＴ、ＡＭＡＴ、災害支援ナース等の保健医療活動チーム、民間協力船を保有・運航する船舶事業者、民間協力船が接岸する港の管理者、民間協力船を運用するために必要となる物資を供給する事業者など、民間協力船の運用に携わる様々な関係者がそれぞれの担うべき役割を明確に認識しつつ、かつ、相互に十分な連携・協力を図ることが必要である。

実際に大規模災害が発生したときに、迅速かつ円滑に民間協力船を活用した医療提供を実施することが可能となるよう、平時から、南海トラフ地震等の大災害が発生した場合を想定し、これらの関係者が、災害の発生から、民間協力船の出動の派遣要請、必要な医療従事者の確保等のための調整、傷病者の搬入及び搬出など船舶を活用した医療提供に必要となる一連の活動を想定した訓練等を行うこととする。また、これら関係者間で協議・調整し、あらかじめ、民間協力船を活用した医療提供を実施する上での手順やルールを定めた活動要領を策定するとともに、実際の活動を想定した訓練等を重ね、課題等を検証することを通じ、当該活動要領の実効性を高めるための見直しを行うこととする。

さらに、政府一体となって船舶を活用した医療提供を推進するため、本部や関係府省連絡会議の場等を通じ、引き続き関係府省間の緊密な連携体制を確保するものとする。

（運用に携わる関係者の人材育成）

民間協力船の運用に携わる政府、都道府県、医療従事者、船舶事業者等の関係者が、平時において、大規模災害が発生した場合を想定して、上述した

ような訓練等を重ねることは、これら関係者間の連携体制を強化・確認するためだけでなく、各関係者が民間協力船の運用等に関するノウハウを蓄積するという人材育成の観点からも重要である。

特に、船内という特殊な空間の中で、限られた医薬品・医療資器材等を用いて医療を提供することは、平時に陸上の医療機関において活動している医療従事者にとって、通常とは異なる対応が求められることとなる。このため、これまでも自衛隊艦艇や民間船舶を用い、限られた医薬品・医療資器材等の中で医療を提供するための訓練を実施してきたところであるが、今後も実際に船舶を活用した医療提供に関する訓練を継続することにより、医療従事者の船内での医療提供に関する経験やノウハウの蓄積を図るべきである。

５．多目的利用

大規模災害の発生後の時間経過とともに、被災地における被災者の避難状況や医療機関、ライフラインの回復状況等によって、被災地のニーズも変化・多様化するものと想定される。例えば、民間協力船に対するニーズとして、陸上における医療機関の機能回復とともに、被災地における傷病者に対する医療の提供だけではなく、生活物資の輸送や被災者に対する休憩所・食事の提供、被災地で活動する支援要員の宿泊施設等としての活用を求められることも想定される。

特に、高齢者等の要配慮者の避難所における避難が長期化すると、要配慮者の身体・精神に対する負担も大きくなるものと見込まれるため、福祉関係団体との連携により、例えば、要配慮者に対する福祉サービス提供場所としての船内の活用や、要配慮者を被災地外の地域の福祉施設等に移動させるための手段として活用するニーズが高まることも想定される。

民間協力船の一義的役割は、陸上の医療機能を補完するものとして、被災地における傷病者に対して医療を提供することではあるものの、災害発生からの時間経過による被災地の状況やニーズの変化・多様化を踏まえ、自己完結的に活動できるという船舶の特性をいかし、できるだけ現地のニーズに即した多目的な利用にも応えることが重要である。

６．他の船舶との連携

大規模災害の発生時においては、これまでも、自衛隊艦艇、海上保安庁船

艇等の官公庁・独立行政法人の保有船や民間船舶など様々な船舶が、被災地又はその周辺海域で、被災者の捜索や救助、傷病者や医療従事者等の人員輸送、医薬品等の物資輸送など船舶を活用した被災者に対する医療の提供につながる活動を始めとする被災地を支援するための活動を行っている。

今後、大規模災害が発生したときは、できるだけ多数の被災者を救助・支援できるよう、「医療の提供の用に主として供するための船舶」や民間協力船を運用するに当たっては、これらの様々な船舶による活動と連携し、災害発生後のフェーズや被災地のニーズを踏まえ、一体的かつ効率的に、船舶を活用した医療の提供に取り組むことが必要である。

第４章　災害時以外における船舶活用医療

１．船舶の活用による感染症対応

法は、第１条で、災害発生時のみならず、感染症が発生し又はまん延した時等における医療を確保する上で、船舶を活用した医療の提供が効果的であるという認識を示すとともに、第３条で、感染症発生・まん延時等も含めた船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する施策の総合的策定及び実施の責務を国に課している。

船舶を活用した感染症対応については、過去に、離島において新型コロナウイルス感染症患者が発生した際に、当該患者を船舶を用いて島外の医療機関に移送した事例もあることを踏まえ、船舶は感染症発生時における離島等からの患者移送の手段の一つとなり得ると認められる。

一方で、感染症対応における船舶の有用性について、令和３年報告書では、「感染症対応に当たり病院船のほうが陸上の医療機関よりも優れているという点は見いだせず、陸上の医療機関等において優先的に感染症を対応することが基本ではないかという意見が大勢」である旨が記載されている。

今後、感染症対応における船舶の活用の在り方や可能性等について検討するに当たっては、過去の活用例やこれまでの議論の経緯及び結果も踏まえつつ、慎重に進めることが必要である。

２．平時における離島等における巡回診療及び国際緊急援助活動等

法第４条に規定する基本方針のうち、同条第６号においては、同条第２号

の船舶の平時における活用方策の具体例として、離島等における巡回診療及び国際緊急援助活動が挙げられている。

離島等における巡回診療については、医療機関が十分でなく巡回診療が必要となるような離島における、港に接岸可能な船舶の規模に係る課題等を引き続き検討する。

また、国際緊急援助活動については、船舶の国外遠隔地での運用時に国内で大規模災害が発生した場合における、対応に係る課題等を引き続き検討する。

第５章　本計画の見直し

政府は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の進展や、災害等から得られた教訓等を踏まえ、必要に応じて適宜本計画の見直しを行うものとする。